

栃木県高等学校等修学資金 返還猶予制度のご案内

本修学資金は、借受期間終了後、借受人（修学生）から提出された借用証書に基づき、定期的に返還していただきますが、以下のような事由に借受人（修学生）本人が該当する場合には、一定期間、その返還の猶予を求めることができます。（免除ではありません）（猶予を受けるには、申請が必要です）

この度、平成27年度から下記のとおり取扱うこととしましたので、お知らせします。

①在学猶予

	事 由	事由を証する書類	猶予期間
1	大学又は専修学校の専門課程に在学する場合	在学証明書	在学期間中

②災害、疾病その他やむを得ない事由により返還が困難な場合

	事 由	事由を証する書類	猶予期間
1	災 害	罹災証明書（市町村長・消防署長発行）	1年以内 （事由が継続する場合は、猶予期間が切れるごとに申請）
2	疾 病	療養期間、就労が困難であることを記した医師の診断書	当該事由が継続する期間
3	失業中	以下のいずれかの写し (1)雇用保険受給資格者証 (2)雇用保険被保険者離職票 (3)雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 (4)失業者退職手当受給資格証 （いずれも公共職業安定所長発行） 【上記(1)～(4)の証明書の取得が困難な場合】 上記(1)～(4)の証明書が取得困難な事由を猶予申請書に記入してください (5)雇用関係が終了したことが確認できるもの （退職証明書等）（退職した勤務先発行）	1年以内 （事由が継続する場合は、猶予期間が切れるごとに申請） ※1 ※2
4	新卒未就労	求職受付票の写し（ハローワークカード）（ハローワーク発行）など、現在求職活動中であることを証する書類	1年以内 （事由が継続する場合は、猶予期間が切れるごとに申請） ※1 ※2
5	就職に備えて資格や技能を身に付けることを目的とした各種学校等への在学中	在学証明書 （猶予申請書に「就職のための修得」である旨を申告してください）	在学期間中 ※1 ※2
6	生活保護受給中（借受人が属する世帯）	<u>生活保護受給証明書</u> （福祉事務所長発行）	1年以内 （事由が継続する場合は、猶予期間が切れるごとに申請）※1
7	大学等への進学準備中	予備校の在籍証明書	1年以内 （事由が継続する場合は、猶予期間が切れるごとに申請）※2
8	産前・産後休業 育児休業	休業期間を記した休業証明書 （勤務先発行）	当該事由が継続する期間

※1 一部事由の適用時期について

3（失業中）・4（新卒未就労）・5（就職のための資格・技能修得中）・6（生活保護受給中）については、平成27年4月以後の納付期限に係る返還金から適用を開始します。

※2 猶予期間の限度について

3（失業中）・4（新卒未就労）・5（就職のための資格・技能修得中）・7（大学等への進学準備中）については、当該猶予の事由ごとに通算して最長5年以内です。

裏面もご覧ください

1 返還猶予申請等について

(1) 申請書の提出について

「栃木県高等学校等修学資金返還猶予申請書」(別記様式第6号)に、該当する事由の「事由を証する書類」を添えて、栃木県教育委員会事務局総務課(修学資金担当)へ提出してください。(事前に電話で相談してください)

(2) 返還猶予の開始時期・返還の開始時期等

○返還猶予の開始時期

審査の結果、返還猶予が認められた方には、猶予期間を記載した猶予決定通知書を送付します。(原則として、猶予申請のあった当月又は翌月分から開始になります。)

○返還の開始時期

猶予期間終了後、6ヶ月を経過した月から返還が開始(再開)となります。

【注意】

猶予決定以前の納入期限に係るものは、猶予決定後も猶予の対象となりません。
納入期限を過ぎた未納の分は、6ヶ月を超えると延滞金が発生しますので、早めに納付してください。

(3) 現在、「①在学猶予」を受けている方の猶予申請について

現在、大学又は専修学校の専門課程に在学するために返還猶予を受けている方で、その猶予期間の満了後に新たにその他の猶予事由に該当する場合には、返還開始前に、改めてその事由による猶予を申請してください。

(4) 猶予事由に該当しなくなったとき

直ちにその旨を、「届出書」(別記様式第8号)により保証人と連署のうえ届け出てください。

2 その他

(1) 返還額・期間の変更

上記の返還猶予によらなくても、「返還方法変更願」(別記様式5)を提出することにより、貸与額毎に定められた最長返還期間の範囲内で、1回あたりの返還金額や返還期間を変更することもできます。

【最長返還期間】

貸与を受けた修学資金の額	返還期間
20万円以下	6年
20万円を超え 70万円以下	10年
70万円を超え 90万円以下	12年
90万円を超え 110万円以下	14年
110万円を超え 130万円以下	15年
130万円を超え 150万円以下	16年
150万円を超え 170万円以下	17年
170万円を超え 190万円以下	19年
190万円を超えるもの	20年

(2) 返還の免除

借受人が死亡又は心身の障害により労働能力の喪失等に至った場合には、返還債務の全部又は一部の免除を申請することができます(借受人の死亡の場合は、保証人が直ちに届け出てください。)

(提出書類) 返還免除申請書(別記様式第7号)、死亡診断書等又は当該事実を証する書類

各種「届」「申請書」等の提出先及び問い合わせ先

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20

栃木県教育委員会事務局総務課(修学資金担当)

TEL 028-623-3355 / FAX 028-623-3356



各種様式は栃木県ホームページからダウンロードできます。

「栃木県 高等学校等修学資金」で検索してください